

証券コード 9419

平成29年3月2日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイヤレスゲート
代表取締役CEO 池田武弘

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成29年3月23日(木曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、51頁から53頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日より3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.wirelessgate.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における業績は、売上高が前期比927,666千円増(8.2%増)の12,239,543千円、営業利益が前期比185,252千円増(17.4%増)の1,250,582千円、経常利益が前期比36,772千円増(3.5%増)の1,098,877千円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比9,639千円増(1.4%増)の693,964千円となり、平成24年7月の東京証券取引所マザーズ市場への上場後、5期連続の増収増益を達成いたしました。

なお、当連結会計年度において当社は、東京証券取引所本則市場第一部へ市場変更を行っております。また、投資者の視点を強く意識して企業価値の向上を目指す経営を実践している会社として、株式会社東京証券取引所が実施する第5回企業価値向上表彰の表彰候補会社(50社)に選抜されたほか、「JPX 日経中小型株指数」の構成銘柄にも選定されております。

当連結会計年度の事業におきましては、基盤事業である「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスを中心に収益の拡大を図るとともに、「WirelessGate SIM FON プレミアム Wi-Fi」サービスを投入することにより、個人顧客の多様なニーズへの対応に努めてまいりました。また、Wi-Fiインフラ事業(東京五輪/インバウンド/ビッグデータ/位置情報連動広告)、IoTサービス等の法人顧客向け事業を強化することで更なる成長を目指してまいりました。

売上高については、「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスを中心に拡大し、前期比8.2%増の12,239,543千円となりました。

利益面につきましては、売上高及び売上総利益の増加に伴う増益効果に加え、販売環境の変化に伴うモバイルインターネットサービスの販売関連費等の費用対効果の適正化に努めた結果、営業利益は前期比17.4%増の1,250,582千円となりました。

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります
が、売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次の
とおりであります。

なお、法人顧客向け事業の売上高の明瞭化を図るため、当連結会計年度より売上高の
管理区分を見直しております。※

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

イ. モバイルインターネットサービス

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」については、過去に多く獲得した顧客層の契
約更新の時期を迎えるなどしたため、旧プランであるWiMAX・WiMAX 2+の退会数が想
定を上回ったものの、WiMAX 2+ギガ放題プランの獲得は堅調に推移しており、概ね
計画通りに進捗いたしました。新規会員の更なる獲得を図るべく家電量販店におけ
る積極的なキャンペーンの展開、及び既存顧客の退会防止に注力してまいります。

「ワイヤレスゲートSIM」については、これまでのプランを一新し、世界最大のコ
ミュニティWi-Fi「FON」が有する世界150の国と地域で約2,000万カ所のWi-Fiアクセ
スポイントへの接続が可能な「WirelessGate SIM FON プレミアム Wi-Fi」プランを
投入しております。対象顧客は、主に2台目需要のユーザであり、低価格かつデー
タの容量制限がなく、動画の視聴や地図データ/位置情報などデータを中心に継続
した通信を行いたい等のニーズに応えたプランとなっております。

通信事業者のセカンドブランドによる増勢が続いており格安SIMを専業としてい
るMVNOを取り巻く競争環境は厳しい状況が続いておりますが、当社はアグリゲータ
ー（統合無線通信事業者）というポジションを最大限に活かし、差別化をより一層
図ることでこの分野についても早期に収益貢献できるよう努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高
は11,273,043千円（前期比9.8%増）となりました。

ロ. 公衆無線LANサービス

家電量販店において、「FON プレミアム Wi-Fi」を新たに投入し、新規会員の獲
得活動を実施しておりますが、店頭での主な獲得活動の力点を「WirelessGate SIM
FON プレミアム Wi-Fi」においた結果、公衆無線LANサービス単体での加入が伸
びなかったことにより、当連結会計年度における公衆無線LANサービスの売上高
は673,977千円（前期比13.0%減）となりました。今後はサービスのラインナップの
見直しや販路の拡大などに努めてまいります。

ハ. オプションサービス

家電量販店等において取り扱いを行っている「電話リモートサービス」、「スマート留守電」等の販売になります。当連結会計年度におけるオプションサービスの売上高は107,609千円（前期比0.8%減）となりました。

(ワイヤレス・ビジネスドメイン事業)

イ. 認証プラットフォームサービス

他の通信事業者へ認証プラットフォームを提供しております。当連結会計年度における認証プラットフォームサービスの売上高は49,692千円（前期比198.8%増）となりました。

ロ. その他法人向けサービス

「Wi-Fiインフラ事業」、「IoTサービス」及び「プリペイドSIMサービス」の提供となります。段階的に顧客数を拡大させており、当連結会計年度におけるその他法人向けサービスの売上高は120,040千円となりました。なお、前期にIoTサービスに関連した法人向け大型案件の売上があった影響で、前期比は4.2%減となっております。

(その他)

「ガラポンTV」等、主に物品の販売を行っております。当連結会計年度におけるその他の売上高は15,179千円（前期比36.5%減）となりました。

※新旧区分による売上高

(下線は、変更部分を示しております。)

旧区分による売上高		新区分による売上高	
① ワイヤレス・ブロードバンド事業	11,947,021千円	① ワイヤレス・ブロードバンド事業	12,054,630千円
イ. モバイルインターネットサービス	11,273,043千円	イ. モバイルインターネットサービス	11,273,043千円
ロ. 公衆無線LANサービス	673,977千円	ロ. 公衆無線LANサービス	673,977千円
		ハ. オプションサービス (注) 1	107,609千円
② ワイヤレス・プラットフォーム事業	157,301千円	② <u>ワイヤレス・ビジネスドメイン事業</u>	169,733千円
		イ. <u>認証プラットフォームサービス (注) 2</u>	49,692千円
		ロ. <u>その他法人向けサービス (注) 3</u>	120,040千円
③ その他	135,220千円	③ その他 (注) 4	15,179千円
合計	12,239,543千円	合計	12,239,543千円

- (注) 1. 電話リモートサービス、スマート留守電等の販売になります。旧区分においては、「② ワイヤレス・プラットフォーム事業」に含めて計上しておりました。
2. 認証プラットフォームの販売になります。旧区分においては、「② ワイヤレス・プラットフォーム事業」に含めて計上しておりました。
3. Wi-Fiインフラ事業、IoTサービス及びプリペイドSIMサービスの提供となります。旧区分においては、「③ その他」に含めて計上しておりました。
4. 「ガラボンTV」等、主に物品の販売になります。旧区分における「③ その他」から、新区分における「② ワイヤレス・ビジネスドメイン事業 ロ. その他法人向けサービス」を差し引いたものが、新区分における「③ その他」となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産含む）の総額は94,351千円であり、その主なものは、当社事業における通信設備、建物附属設備、サーバ及びソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、財務の安全性をより保つために、銀行からの短期借入金12億円につき、借入期間を5年間とする長期借入金へと借換を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成28年9月20日付で、子会社（合弁会社）株式会社L T E - Xを設立いたしました。なお、当社の持株比率は51.0%であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高(千円)	7,055,499	9,105,611	11,311,877	12,239,543
経常利益(千円)	784,517	789,703	1,062,104	1,098,877
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	483,145	499,004	684,324	693,964
1株当たり当期純利益(円)	48.85	49.28	67.08	67.57
総資産(千円)	3,481,939	3,913,284	5,903,428	6,207,872
純資産(千円)	2,064,337	2,276,896	2,691,205	3,003,161
1株当たり純資産額(円)	206.18	224.48	261.99	287.91

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成25年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (平成27年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売上高(千円)	7,055,499	9,105,611	11,311,877	12,239,543
経常利益(千円)	784,280	786,894	1,055,197	1,230,648
当期純利益(千円)	483,914	498,585	679,768	824,056
1株当たり当期純利益(円)	48.93	49.24	66.64	80.24
総資産(千円)	3,484,133	3,917,893	5,899,981	6,304,271
純資産(千円)	2,066,666	2,278,806	2,688,559	3,101,607
1株当たり純資産額(円)	206.41	224.67	261.73	300.30

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 平成25年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社L T E - X	32,248千円	51.0%	セキュアで高速・大容量なプラットフォームの提供
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ	50,000千円	100.0%	マーケティング支援

(注) 平成28年9月20日付で、連結子会社である株式会社L T E - Xを設立いたしました。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 次世代コア事業の育成について

当社グループは、複数のワイヤレス通信サービス（Wi-Fi・WiMAX・LTEといった異なる通信技術）をシームレスに提供するアグリゲーター（統合無線通信事業者）として、コンシューマー向けのサービス提供を軸に活動を行ってまいりました。今後は、IoT事業領域での法人向けビジネスにも大きな付加価値を提供できる体制の構築を行い、当社グループの通信インフラを効率的に個人向け、法人向け双方にワイヤレス通信サービスを提供できる事業活動の推進を行ってまいります。

② 販売チャネルの拡充について

現在は株式会社ヨドバシカメラ経由での新規サービス加入者の構成比率が高く、同社への依存度が高い状態にあります。今後、携帯電話販売店等の同社以外の販売取次店の開拓等により販売チャネルの拡充を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。その主な内容は次のとおりであります。

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

イ. モバイルインターネットサービス

当社グループが提供する公衆無線LANサービスの他に、通信事業者より提供を受けているWiMAX及びLTE等の通信網を併せて利用することができ、非常に広域なエリアで高速インターネット接続を行うことができる無線通信サービスです。

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX2+」、「ワイヤレスゲートSIM」等の名称でサービスを展開しております。

ロ. 公衆無線LANサービス

東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内や主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国4万ヶ所以上で利用できる無線LANを利用した高速インターネット接続サービスです。

「ワイヤレスゲートWi-Fi」の名称でサービスを展開しております。

ハ. オプションサービス

モバイルインターネットサービス及び公衆無線LANサービスをより快適にご利用いただくためのオプションサービスとなります。「電話リモートサービス」や「スマート留守電」等のサービスを提供しております。

(ワイヤレス・ビジネスドメイン事業)

イ. 認証プラットフォームサービス

ワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームであるID・パスワードの認証プラットフォームを他の通信事業者へ提供しております。

ロ. その他法人向けサービス

当社グループが保有するWi-Fi環境の構築・運用等のノウハウを活用した「Wi-Fiインフラ事業」、当社グループが保有するLTEネットワークを活用した「IoTサービス」及び「プリペイドSIMサービス」の提供を法人向けに行っております。

(その他)

「ガラポンTV」等、主に物品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社L T E - X

本社：東京都品川区

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

本社：神奈川県横浜市西区

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
18 (3) 名	0 (2) 名減

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 (2) 名	0 (1) 名減	36.4歳	3.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	400,000千円
株式会社みずほ銀行	400,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	400,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 28,800,000株

② 発行済株式の総数 10,420,400株

(注) 発行済株式の総数は130,400株増加しております。増加理由は以下のとおりであります。

・ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 130,400株

③ 株主数 9,582名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヨ ド バ シ カ メ ラ	1,416,400株	13.7%
池 田 武 弘	621,200株	6.0%
藤 沢 昭 和	400,000株	3.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	385,000株	3.7%
R B C I S T 1 5 P C T L E N D I N G A C C O U N T - C L I E N T A C C O U N T	260,000株	2.5%
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 3 6 1 2	211,900株	2.0%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	180,000株	1.7%
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 3 5 2 4	169,400株	1.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	144,500株	1.4%
原 田 実	130,600株	1.3%

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 持株比率の算定にあたり控除する自己株式（53,000株）には、役員向け株式交付信託の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式63,300株を含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年12月31日現在）

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成20年 3 月 28 日	平成22年12月20日
新 株 予 約 権 の 数		1,900個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 760,000株 (新株予約権 1 個につき400株)	普通株式 400,000株 (新株予約権 1 個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり73,200円 (1 株当たり183円)	新株予約権 1 個当たり73,200円 (1 株当たり183円)
権 利 行 使 期 間		平成21年 1 月 26 日から 平成31年 1 月 25 日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を 除く)	新株予約権の数 946個 目的となる株式数 378,400株 保有者数 2 名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 2 名

		第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成26年3月26日
新 株 予 約 権 の 数		97個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 9,700株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり285,100円 (1株当たり2,851円)
権 利 行 使 期 間		平成28年3月27日から 平成34年3月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役員の保有状況	取締役等委員を除く)	新株予約権の数 40個 (注) 3 目的となる株式数 4,000株 (注) 3 保有者数 1名 (注) 3

(注) 1. 当社は、平成24年5月16日付で1株を100株とする株式分割、平成25年9月1日付で1株を2株とする株式分割、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、第3回新株予約権が760,000株、第5回新株予約権が400,000株となっております。

2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
 - (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 第9回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役の状況 (平成28年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役CEO	池 田 武 弘	株式会社LTE-X代表取締役CEO 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役
取締役CAO	原 田 実	株式会社LTE-X監査役 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ代表取締役 フォン・ジャパン株式会社社外取締役
取締役CFO	小 島 聡	執行役員管理本部長 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ監査役
取締役CIRO	須 永 直 樹	執行役員IR本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	若 本 英 徳	ジェノダイブファーマ株式会社取締役 TAK-Circulator株式会社取締役
取締役 (監査等委員)	渡 邊 龍 男	株式会社オールアバウト常勤監査役
取締役 (監査等委員)	西 康 宏	TAK-Circulator株式会社取締役CFO

- (注) 1. 取締役(監査等委員)渡邊龍男氏及び西康宏氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)西康宏氏は、複数の上場会社でCFOを務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、若本英徳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)渡邊龍男氏及び西康宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (1名)	95,100千円 (1,500千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	24,350千円 (10,400千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	7,500千円 (3,000千円)
合 計 （うち社外役員）	11名 (5名)	126,950千円 (14,900千円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当社は平成28年3月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額270,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額40,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年3月27日開催の第11回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。
- ロ. 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（平成28年12月31日現在）

- ・取締役（監査等委員）渡邊龍男氏は、株式会社オールアバウトの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西康宏氏は、TAK-Circulator株式会社の取締役CFOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 渡 邊 龍 男	<p>監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年3月25日付で社外取締役を任期満了にて退任しております。当事業年度において、社外取締役を退任するまでに開催された取締役会4回全てに出席いたしました。</p> <p>また、平成28年3月25日付で取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。</p> <p>他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 西 康 宏	<p>平成28年3月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。</p> <p>過去に複数の上場会社の役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

15,600千円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日に金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組み及び当社に対する監査業務は適正に遂行されていることを評価し、引続き同監査法人による監査を行うことが適当との判断にいたっております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業グループの業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(決定内容)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行します。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図ります。
当社事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行います。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録（電磁的方法による記録を含む）の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各本部長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行います。本部長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行します。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な意思決定を行います。
取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保します。
執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を推進することにより、組織運営及び業務執行の効率化並びに意思決定の迅速化を図ります。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について事前協議を求める等の必要な管理を行います。また、当社は、子会社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い、当該役員及び社員をして当該監督状況を当社に報告させます。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においても当社と同様の内容を定めた「リスク管理規程」を整備させ、子会社の各取締役及び取締役会をしてリスクの早期把握と必要な対策を実施させます。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に係る重要事項の事前協議を求める一方、子会社取締役に適切な範囲での権限移譲を行い、子会社の自主性と経営の効率性を確保します。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社と同様の内容を定めた「コンプライアンス規程」その他必要な諸規程を整備させ、子会社取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した業務遂行を徹底します。

当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認します。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役および監査等委員会である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を求めた場合、取締役会は監査等委員会の要請に応じて適切な人材を配置します。監査等委員会の職務の補助者は、専ら監査等委員会の指揮命令に服するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査等委員会に報告し必要な場合には監査等委員会の同意を得ます。

監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、当該補助者は他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組むこととし、また、当該指示やその具体的内容については守秘義務を有するものとします。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、内部監査担当者は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果について監査等委員会に報告します。
さらに、当社は監査等委員会を報告経路に含めた内部通報窓口を整備し、当社及び子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査等委員会や当社へ報告することとします。
なお、当社及び子会社の取締役等及び使用人が、監査等委員会や会社に対して法令違反行為等に関する報告や情報提供を行った場合に、グループ各社の「コンプライアンス規程」において当該報告者を保護する旨を明記し、そのような報告を理由に不利な取扱いを行わない体制を構築します。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用又は債務について、前払いや事後精算等により当社に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催します。
監査等委員会は、会計監査に係る会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等からの定期的な報告を受けるほか、情報交換等を行うことにより連携を図ります。また、監査等委員会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築します。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨みます。

(運用状況の概要)

① 法令遵守の状況

毎年実施している役社員向けの社内研修を本年も開催いたしました。講師には社外からの専門家も招き、法令及び定款、社内規程を遵守した業務執行に必要となる事項について、周知徹底を継続しております。

② 重要な会議の開催の状況

当期においては、毎月1度の定時取締役会及び必要に応じて招集する臨時取締役会がそれぞれ開催され、業務執行取締役による職務執行の報告及び経営上の重要な意思決定が適正に行われました。取締役会には監査等委員である取締役も毎回全員出席し、議案の審議及び意思決定の状況について監督したうえで監査等委員自身も議案に対して議決権を適切に行使しました。

また、重要な会議と位置づけている本部長会議も毎月1回開催いたしました。各部門の業務内容の報告のほか、「リスク管理規程」に基づいて業務リスクの有無やその管理状況についての報告があり、出席した代表取締役CEO及び各本部長並びに常勤監査等委員により確認を行いました。

③ 内部監査の実施状況

代表取締役CEOから指名を受けた内部監査担当者が、当社各部門及び子会社に対して内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役CEO及び常勤監査等委員へ結果報告を行いました。

④ グループ会社管理の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営や事業上の重要な事項については、当社管理本部長が子会社代表取締役との間で事前協議を行った後に決定いたしました。また、子会社役員を兼務する当社の役員及び社員が、子会社取締役会への出席や職務執行を通じて、当社と同様のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を実施しました。なお、関連会社につきましても、当該会社の取締役を兼務する当社取締役より、必要な報告が当社取締役会において行われております。

⑤ 監査等委員による監査の状況

監査等委員による監査は、常勤監査等委員1名、社外取締役である非常勤監査等委員2名の3名体制により、監査計画の策定及び監査計画に基づいた各監査等委員による監査が実施されました。また、監査等委員会も毎月1度開催され、実施した監査の報告や取締役の業務執行の適正性について確認が行われました。

なお、監査等委員会の職務の補助者としてIR本部に所属の社員2名が監査等委員の職務を補佐しており、各委員の監査や監査等委員会の運営事務の効率化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,386,327	流 動 負 債	2,233,425
現金及び預金	1,914,944	買掛金	1,532,538
売掛金	1,091,803	1年内返済予定の長期借入金	240,000
商品	260,126	未払金	146,555
仕掛品	9,381	未払法人税等	220,985
繰延税金資産	16,103	繰延税金負債	68
その他	100,569	その他	93,277
貸倒引当金	△6,602	固 定 負 債	971,285
固 定 資 産	2,821,545	長期借入金	960,000
有形固定資産	357,356	資産除去債務	11,285
建物	27,165	負 債 合 計	3,204,710
機械及び装置	175,811	(純 資 産 の 部)	
その他	154,379	株 主 資 本	2,967,668
無形固定資産	50,006	資本金	871,465
投資その他の資産	2,414,182	資本剰余金	810,685
投資有価証券	423,607	利益剰余金	1,564,594
関係会社株式	1,554,658	自己株式	△279,076
保険積立金	203,209	その他の包括利益累計額	△988
繰延税金資産	3,724	その他有価証券評価差額金	△988
その他	228,982	新 株 予 約 権	7,235
資 産 合 計	6,207,872	非 支 配 株 主 持 分	29,245
		純 資 産 合 計	3,003,161
		負 債 純 資 産 合 計	6,207,872

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,239,543
売上原価	9,259,892
売上総利益	2,979,651
販売費及び一般管理費	1,729,068
営業利益	1,250,582
営業外収益	
受取利息	90
保険解約返戻金	1,487
消費税差額	170
その他	198
	1,947
営業外費用	
支払利息	4,101
持分法による投資損失	126,195
株式交付費	127
上場関連費用	18,649
自己株式取得費用	3,997
その他	581
	153,652
経常利益	1,098,877
税金等調整前当期純利益	1,098,877
法人税、住民税及び事業税	400,627
法人税等調整額	6,408
当期純利益	691,841
非支配株主に帰属する当期純損失	2,122
親会社株主に帰属する当期純利益	693,964

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年1月1日残高	859,528	798,758	1,137,075	△110,638	2,684,724
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	11,936	11,927			23,863
剰余金の配当			△266,445		△266,445
親会社株主に帰属する当期純利益			693,964		693,964
自己株式の取得				△168,438	△168,438
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	11,936	11,927	427,518	△168,438	282,943
平成28年12月31日残高	871,465	810,685	1,564,594	△279,076	2,967,668

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主分 持	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
平成28年1月1日残高	111	111	6,368	—	2,691,205
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					23,863
剰余金の配当					△266,445
親会社株主に帰属する当期純利益					693,964
自己株式の取得					△168,438
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,099	△1,099	866	29,245	29,013
連結会計年度中の変動額合計	△1,099	△1,099	866	29,245	311,956
平成28年12月31日残高	△988	△988	7,235	29,245	3,003,161

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社L T E - X
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

上記のうち、株式会社L T E - Xについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用会社の数 1社
- ・持分法適用の名称 フォン・ジャパン株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 9年

その他 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 294,360千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,290,000株	130,400株	一株	10,420,400株

(注) 変動事由の概要

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 130,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	42,100株	74,200株	一株	116,300株

(注) 1. 当連結会計年度末の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する自社の株式が63,300株含まれております。

2. 変動事由の概要

平成27年11月27日の取締役会決議による自己株式の取得 10,900株

役員向け株式交付信託による自己株式の取得 63,300株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	266,445千円	26円	平成27年12月31日	平成28年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	279,919千円	利益剰余金	27円	平成28年12月31日	平成29年3月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
第3回新株予約権	普通株式	378,400株
第5回新株予約権	普通株式	400,000株
第8回新株予約権	普通株式	10,400株
第9回新株予約権	普通株式	9,700株
合計		798,500株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する非上場株式であり、投資先の業績変動リスク及び海外の投資先については為替変動リスクに晒されております。投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握する方法、為替については定期的にその変動をモニタリングする方法により、リスクを管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金
 の主な使途は運転資金であります。これらの債務については、流動性リスクに晒されておりますが、
 月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価
 額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等
 を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につい
 ては、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	1,914,944	1,914,944	—
② 売掛金	1,091,803	1,091,803	—
資産計	3,006,747	3,006,747	—
① 買掛金	1,532,538	1,532,538	—
② 未払金	146,555	146,555	—
③ 未払法人税等	220,985	220,985	—
④ 長期借入金（1年内返済予定 のものを含む）	1,200,000	1,200,000	—
負債計	3,100,079	3,100,079	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳
 簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳
 簿価額によっております。

④ 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考え
 られるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
非上場株式	365,362
関連会社株式	1,554,658
転換社債型新株予約権付社債	58,245

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 287円91銭
- (2) 1株当たり当期純利益 67円57銭

7. 重要な後発事象に関する注記

子会社（合弁会社）の増資（特定子会社化）

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、子会社（合弁会社）である株式会社L T E - Xの第三者割当増資の実施について決議いたしました。

なお、本増資により当該子会社の資本金が当社の資本金の10%以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

1. 増資の理由

事業推進及び財務基盤強化等を目的として、MICイノベーション4号投資事業有限責任組合とともに、株式会社L T E - Xが行う第三者割当増資を引き受けるものであります。

2. 増資の概要

- (1) 増資金額 185,496千円
- (2) 増資後の資本金 124,996千円
- (3) 増資引受人 株式会社ワイヤレスゲート
MICイノベーション4号投資事業有限責任組合
- (4) 払込期日 平成29年2月20日
- (5) 増資後の株主構成 株式会社ワイヤレスゲート 51.0%
MICイノベーション4号投資事業有限責任組合 49.0%

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,282,137	流 動 負 債	2,231,378
現金及び預金	1,812,008	買掛金	1,532,538
売掛金	1,091,803	1年内返済予定の 長期借入金	240,000
商品	260,126	未払金	145,373
仕掛品	9,381	未払法人税等	220,844
前渡金	6	預り金	20,381
前払費用	93,542	前受収益	4,992
繰延税金資産	16,103	その他	67,248
その他	5,766	固 定 負 債	971,285
貸倒引当金	△6,602	長期借入金	960,000
固 定 資 産	3,022,133	資産除去債務	11,285
有形固定資産	357,356	負 債 合 計	3,202,663
建物	27,165	(純 資 産 の 部)	
機械及び装置	175,811	株 主 資 本	3,095,114
工具、器具及び備品	154,379	資 本 金	871,465
無形固定資産	50,006	資 本 剰 余 金	810,685
ソフトウェア	50,006	資本準備金	810,685
投資その他の資産	2,614,770	利益剰余金	1,692,040
投資有価証券	365,362	その他利益剰余金	1,692,040
関係会社株式	1,813,746	繰越利益剰余金	1,692,040
長期前払費用	210,180	自 己 株 式	△279,076
保険積立金	203,209	評価・換算差額等	△743
繰延税金資産	3,469	その他有価証券評価差額金	△743
その他	18,802	新 株 予 約 権	7,235
資 産 合 計	6,304,271	純 資 産 合 計	3,101,607
		負 債 純 資 産 合 計	6,304,271

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,239,543
売上原価	9,259,167
売上総利益	2,980,375
販売費及び一般管理費	1,729,365
営業利益	1,251,010
営業外収益	
受取利息	90
保険解約返戻金	1,487
業務受託料	1,350
受取家賃	3,390
その他	198
合計	6,517
営業外費用	
支払利息	4,101
株式交付費	127
上場関連費用	18,649
自己株取得費用	3,997
その他	3
合計	26,879
経常利益	1,230,648
税引前当期純利益	1,230,648
法人税、住民税及び事業税	400,390
法人税等調整額	6,201
当期純利益	824,056

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備	資 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
平成28年1月1日残高	859,528	798,758	798,758	1,134,429	1,134,429	△110,638	2,682,078
事業年度中の変動額							
新株の発行	11,936	11,927	11,927				23,863
剰余金の配当				△266,445	△266,445		△266,445
当期純利益				824,056	824,056		824,056
自己株式の取得						△168,438	△168,438
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	11,936	11,927	11,927	557,611	557,611	△168,438	413,036
平成28年12月31日残高	871,465	810,685	810,685	1,692,040	1,692,040	△279,076	3,095,114

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成28年1月1日残高	111	111	6,368	2,688,559
事業年度中の変動額				
新株の発行				23,863
剰余金の配当				△266,445
当期純利益				824,056
自己株式の取得				△168,438
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△854	△854	866	12
事業年度中の変動額合計	△854	△854	866	413,048
平成28年12月31日残高	△743	△743	7,235	3,101,607

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 294,059千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 468千円 |
| 短期金銭債務 | 4,421千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	37,403千円
営業取引以外による取引高	4,740千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 116,300株

上記自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式63,300株を含めております。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	153千円
繰延資産償却超過額	1,764千円
資産除去債務	3,455千円
未払事業税	14,042千円
その他有価証券評価差額金	327千円
その他	2,060千円
繰延税金資産合計	<u>21,805千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△2,231千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,231千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>19,573千円</u>

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	<u>16,103千円</u>
固定資産－繰延税金資産	<u>3,469千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主 株 主	株式会社ヨド バシカメラ	(被所有) 直接 13.7% [3.9%]	営業取引	当社サービス に付随する物 品の販売	49,463	売掛金	2,476
				当社サービス の販売代理	550,081	未払金	111,354

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 L T E - X	(所有) 直接 51.0%	管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託	150	その他 流動資産	54
子会社	株式会社 ワイヤレス マーケティング ・ラボ	(所有) 直接 100.0%	マーケティング 業務委託 管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託 等	4,590	その他 流動資産	414
				マーケティング 業務委託	15,050	未払金	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池田 武弘	—	—	当社代表取締役CEO	(被所有) 直接 6.0%	—	ストック・オプション の権利行使 (注) 2	11,931	—	—
役員	原田 実	—	—	当社取締役 CAO	(被所有) 直接 1.3%	—	ストック・オプション の権利行使 (注) 1、2	11,931	—	—

(注) 1. 平成18年2月28日開催の当社第2回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 平成20年3月28日開催の当社第3回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

300円30銭

(2) 1株当たり当期純利益

80円24銭

9. 重要な後発事象に関する注記

子会社（合弁会社）の増資（特定子会社化）

当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、子会社（合弁会社）である株式会社L T E - Xの第三者割当増資の実施について決議いたしました。

なお、本増資により当該子会社の資本金が当社の資本金の10%以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

1. 増資の理由

事業推進及び財務基盤強化等を目的として、MICイノベーション4号投資事業有限責任組合とともに、株式会社L T E - Xが行う第三者割当増資を引き受けるものであります。

2. 増資の概要

(1) 増資金額	185,496千円
(2) 増資後の資本金	124,996千円
(3) 増資引受人	株式会社ワイヤレスゲート MICイノベーション4号投資事業有限責任組合
(4) 払込期日	平成29年2月20日
(5) 増資後の株主構成	株式会社ワイヤレスゲート 51.0% MICイノベーション4号投資事業有限責任組合 49.0%

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	治幸	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥見	正浩	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 治幸 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

株式会社ワイヤレスゲート 監査等委員会

常勤監査等委員 若本英徳 ㊟

監査等委員 渡邊龍男 ㊟

監査等委員 西康宏 ㊟

(注) 監査等委員渡邊龍男及び西康宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金27円
配当総額 279,919,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	池田武弘 （昭和47年4月12日）	<p>平成11年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社NTTドコモ）入社</p> <p>平成16年1月 株式会社トリプレットゲート（現当社）設立 代表取締役社長就任</p> <p>平成22年12月 株式会社トリプレットゲート（現当社） 代表取締役CEO就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役就任（現任）</p> <p>平成26年10月 当社 代表取締役CEO就任（現任）</p> <p>平成28年9月 株式会社LTE-X 代表取締役CEO就任（現任）</p> <p>候補者とした理由等 池田武弘氏（工学博士）は、平成16年1月に当社を設立して以来、13年にわたり経営を指揮し、当社グループが展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の経営実績、事業における高い知見及びリーダーシップは、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	621, 200株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	はら だ みのる 原 田 実 (昭和40年7月19日)	<p>平成2年4月 マニファクチュラーズ・ハノーバー銀行(現 JPモルガン・チェース銀行) 入行</p> <p>平成9年1月 株式会社NEC総研(現 NECマネジメントパートナー株式会社) 入社</p> <p>平成10年10月 ライコスジャパン株式会社(現 楽天株式会社) 入社</p> <p>平成11年11月 株式会社ライブドア(現 NHNテコラス株式会社) 入社</p> <p>平成12年6月 株式会社シープロド入社 専務取締役COO就任</p> <p>平成16年1月 株式会社トリプレットゲート(現当社) 設立 取締役就任</p> <p>平成22年12月 株式会社トリプレットゲート(現当社) 取締役COOセールス・マーケティンググループ長就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役就任(現任)</p> <p>平成26年3月 当社 取締役COO退任</p> <p>平成27年3月 当社 取締役CAO就任(現任)</p> <p>平成28年3月 フォン・ジャパン株式会社 社外取締役就任(現任)</p> <p>平成28年9月 株式会社LTE-X 監査役就任(現任)</p> <p>候補者とした理由等 原田実氏は、平成16年1月の当社設立時より、共同創業者として当社グループの経営に参画し、当社グループが展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の経営実績、事業における高い知見及び能力は、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	130,600株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	こ じま さとし 小 島 聡 (昭和49年2月1日)	<p>平成8年4月 隆祥産業株式会社(現 株式会社レクザム)入社</p> <p>平成11年9月 株式会社ディスコ入社</p> <p>平成22年10月 株式会社トリプレットゲート(現当社)入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー</p> <p>平成23年3月 当社 取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 監査役就任(現任)</p> <p>平成26年3月 当社 取締役CFOコーポレート・マネジメントグループ長就任</p> <p>平成26年4月 当社 取締役CFO管理本部長就任</p> <p>平成27年3月 当社 取締役CFO執行役員管理本部長就任(現任)</p> <p>候補者とした理由等</p> <p>小島聡氏は、平成22年10月に当社へ入社し、現在は取締役CFO執行役員管理本部長として、当社グループの経営に参画しております。当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場、及び東京証券取引所市場第一部への市場変更にあたっては、同氏の経理財務・経営管理に関する高い知見及び能力が多分に活かされたと考えており、また、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	20,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	すなが なお き 須永直樹 (昭和56年9月4日)	<p>平成17年4月 株式会社ジェーワン入社 平成17年9月 サーチファーム・ジャパン株式会社入社 平成19年2月 株式会社ソリッドレゾリューションズ入社 企画管理本部マネージャー 平成19年7月 株式会社ベルパーク入社 平成21年4月 株式会社ベルパーク IR事務連絡責任者 平成24年6月 当社入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー 平成25年1月 当社 IR室室長 平成26年9月 当社 取締役IR室長就任 平成26年10月 当社 取締役IR本部長就任 平成27年3月 当社 取締役CIRO執行役員IR本部長就任(現任)</p> <p>候補者とした理由等 須永直樹氏は、平成24年6月に当社へ入社し、現在は取締役CIRO執行役員IR本部長として、当社グループの経営に参画しております。当社は、株式会社東京証券取引所が実施する第5回企業価値向上表彰の表彰候補会社(50社)に選抜された実績を有しておりますが、これにあたっては同氏のIRに関する高い知見及び能力が多分に活かされたと考えており、また、今後も当社グループの企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、平成28年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年3月23日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

メ モ

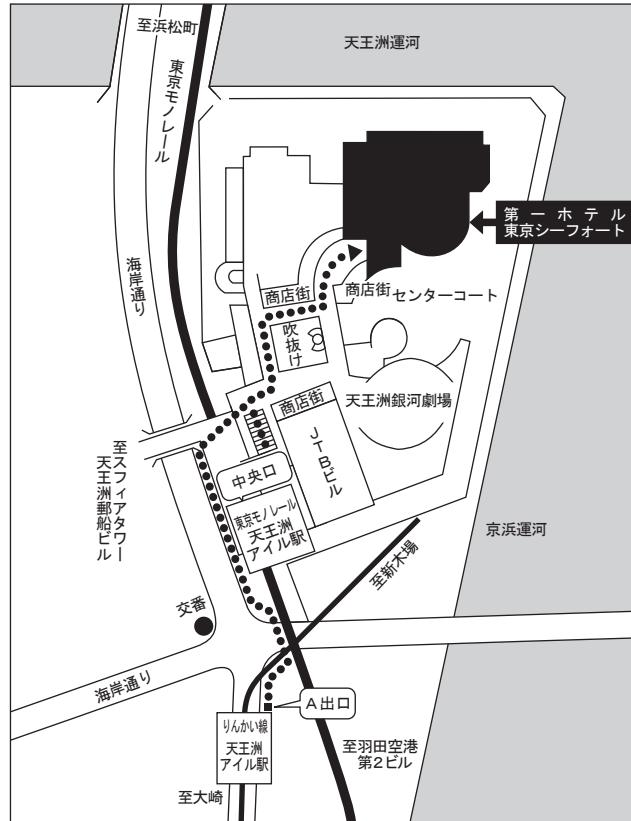
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

- <会場> 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
- <交通> ・東京モノレール 「天王洲アイランド」駅下車 中央口直結
・りんかい線 「天王洲アイランド」駅下車 A出口から徒歩約4分
・JR品川駅 港南口（東口）より都営バスで約5分
「天王洲アイランド循環」バス「天王洲アイランド」下車
「りんかい線天王洲アイランド駅」行きバス「天王洲アイランド」下車
- <電話> 03-5460-4411



* 会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、公共交通機関をご利用願います。